

## 戸田市予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要綱

平成26年3月19日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が締結する契約の予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務の取扱いについて、戸田市契約規則(平成元年規則第14号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 予定価格 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定により定める価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。

(2) 最低制限価格 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により定める価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。

(3) 調査基準価格 令第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合を含む。)又は令第167条の10の2第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するための基準となる価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。

(4) 最低制限価格等 最低制限価格及び調査基準価格をいう。

(予定価格設定の適用対象外)

第3条 光熱水費の契約及び物品購入等に係る単価を主目的とする基本的な事項を定めるに過ぎない契約は、予定価格の設定の適用対象外とする。ただし、特定規模電気事業者(新電力、PPS)からの電力供給契約は除く。

(予定価格及び最低制限価格等の決定者)

第4条 予定価格及び最低制限価格等の決定権者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1) 市長が行う契約に係る場合 戸田市職務権限規程(平成13年訓令第1号)別表第1共通専決事項3財務に関する事項の部(6)業者指名・契約の項及び同規程別表第2固有専決事項管財入札課の項に規定する業者指名を専決する権限を有する者。ただし、一般競争入札に付する場合は、総務部長

(2) 上下水道事業の管理者が行う契約に係る場合 戸田市水道事業及び下水道事業事務専決規程(昭和62年管理規程第11号)別表第2固有専

決事項総務課の項に規定する業者指名を専決する権限を有する者

( 予定価格調書の作成 )

第5条 予定価格の決定者は、入札及び随意契約の際に予定価格調書を作成するものとする。ただし、令第167条の2第1項各号の規定による随意契約の場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

2 前項ただし書の規定により予定価格調書の作成を省略した場合の予定価格は、当該契約に係る起案書又は戸田市会計規則(平成元年規則第2号)第80条第1号に定める発注伺(契約依頼)書に付するものとする。

( 最低制限価格等の設定対象 )

第6条 最低制限価格等の設定対象は、設計額が130万円を超える建設工事及び設計額が50万円を超える建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の入札とする。ただし、総合評価落札方式を適用した入札においては、最低制限価格を設定することができない。

2 前項の規定にかかわらず、設計額が50万円を超える次に掲げる業務委託の入札(総合評価落札方式を適用した入札を除く。)において、最低制限価格を設定することができる。

(1) 建物管理等業務

(2) 警備業務

(3) 清掃業務

(4) 電算業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

( 最低制限価格等の設定 )

第7条 最低制限価格等は、次に定める計算式により算出する。

(1) 建設工事の入札については、次に掲げるアからエの合計額の千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の入札については、入札書に入力、又は記載された金額のうち設計額に110分の100を乗じて得た額以下のすべての入札の平均額の千円未満の端数を切り捨てた額に10分の8を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額と

する。

(3) 設計額が50万円を超える第6条第2項の各号に掲げる業務委託の入札については、個々の契約内容を考慮して合理的に定めた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第8条 入札に当たっては、入札告示、入札説明書又は指名通知書に最低制限価格等を設けた旨を記載するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用除外)

2 この要綱による改正後の第7条の規定は、施行日以後に締結する契約で、その契約義務が施行日から起算して6箇月を経過した日以降に完了する契約に適用し、同日前に契約義務が完了する契約については、なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要綱の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、  
なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要綱の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、  
なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要綱の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、  
なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要綱の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、  
なお従前の例による。